

## 役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に 関 す る 規 程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人海老名市シルバー人材センター以下「センター」という。)の定款第28条第3項の規定に基づき、役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 センターは、役員 の 職 務 遂 行 の 対 価 と し て 報 酬 を 支 給 す る こ と が で き る。但し、海老名市の職員が就任した場合は、その役員には支給しない。

- 2 非常勤役員 の 報 酬 は 日 額 と す る。
- 3 常勤役員 の 報 酬 は 月 額 と す る。
- 4 役員には賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬の額の決定)

第4条 非常勤役員 の 報 酬 日 額 は、別表第1「非常勤役員 の 報 酬 日 額」に定める金額として、理事長が理事会の承認を得て、総会で決定する。

- 2 常勤の役員 の 報 酬 月 額 は、別表第2「常勤役員 の 報 酬 月 額」に定める金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、総会で決定する。

(報酬等の支給日)

- 第5条 非常勤役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度支給するものとし、支給日は原則としてその月の1日から末日までを翌月の20日までに支給する。
- 2 常勤役員の報酬は、月毎に支給するものとし、支給日はセンター職員給与規程を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 センターは、役員がその職務の遂行に当って負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、あらかじめ概算払いによることができるものとする。
- 2 費用の額は、別表第3「費用の額」により予算の範囲内で支給するものとする。なお、支給日はその月の1日から末日までを翌月の20日までに本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(公表)

- 第8条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 第1 非常勤 役員の報酬日額

役職名	報 酬 額	
理事長	日 額	5,000円以内とする
副理事長	日 額	4,000円以内とする
理 事	日 額	3,000円以内とする
監 事	日 額	3,000円以内とする

別表第2 常勤役員の報酬月額

区 分	報 酬 月 額
常務理事	報酬月額は160,000円までの範囲以内とする。

別表第3 費用の額

- 第7条第2項の額は1回あたりとし、額は次のとおりとする。
- (1) 旅費 市外についてはその実費相当額を支給する。  
市内については支給しない
- (2) その他 実費